

## 福島国際研究教育機構について

令和4年8月30日  
福島イノベーション・コースト構想推進本部会議

## I 概要

「福島国際研究教育機構」（以下「機構」という。）は、原子力災害からの福島の復興及び再生に寄与することを目的として国が設立し、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」となることを目指すもの（令和5年4月設立予定）。

## II 機構設立に向けた動き

■福島・<sup>イノベーション・コースト</sup>国際研究産業都市構想研究会報告書（平成26年6月）

東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域の産業基盤を回復するために、「国際産学連携拠点」等の整備等を通じたイノベーションの創出により新たな産業基盤の構築を目指す構想をとりまとめ

## ■国際教育研究拠点に関する最終取りまとめ（令和2年6月 有識者会議）

「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」において、「国際教育研究拠点」の目的、機能、研究分野、組織形態、産学官連携・人材育成等の仕組み、必要な生活環境・まちづくり、今後の工程などについて、具体的な提言をとりまとめ

## ■国際研究教育拠点の整備について（令和2年12月 復興推進会議決定）

復興推進会議において、「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる「国際教育研究拠点」を新設することを決定

## ■「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月 閣議決定）

「復興の基本方針」に「国際教育研究拠点」を新設することを規定

## ■福島国際研究教育機構基本構想（令和4年3月 復興推進会議決定）

復興推進会議において、機構の機能、組織、施設の概要、立地選定の視点、スケジュール等を定めた「福島国際研究教育機構基本構想」を決定

## ■福島復興再生特別措置法改正法（令和4年5月成立、6月施行）

「特別措置法改正法」に「福島国際研究教育機構」の設立等を規定

## III 機構の立地候補地の選定について

## 1 候補地の選定

基本構想に基づき、機構の本施設及び仮事務所については、避難指示が出ていた地域への立地を基本とし、市町村の提案を踏まえて本県が検討し、その意見を尊重し国が9月までに決定

## 2 市町村からの提案状況

国からの照会を受けて、令和4年4月に対象の避難地域12市町村に提案を依頼。5月に9市町村から提案

【提案市町名】田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町（広野町は本施設のみ提案。他8市町は本施設及び仮事務所を提案）